

東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所  
溶接安全管理審査結果

令和2年1月  
原子力規制委員会

1. 審査を受けた組織

別添のとおり

2. 審査の種類

1号組織耐圧時審査

3. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：

令和元年10月7日、令和元年12月18日

原子力規制庁

実地審査年月日及び実施場所：

令和元年10月8日、12月24日、12月25日

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

4. 審査を行った者の氏名

職・氏名：原子力施設検査官 雑賀 康正、吉村 直樹

5. 溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名：柏崎刈羽原子力発電所長 設楽 親

6. 溶接事業者検査の内容

別添のとおり

7. 審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成26年2月27日付け原管B発第1402271号)

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

## 8. 審査の結果

審査項目	審査結果※	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	—	良
検査の方法	—	良
工程管理	—	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	—	良
検査記録の管理に関する事項	—	良
検査に係る教育訓練に関する事項	—	良

※ 審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「—」を記載する。

## 9. 所見

### 9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の溶接事業者検査の実施体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

### 9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。このことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 検査及び試験基本マニュアル
- ・ 検査（区分Y）マニュアル
- ・ 教育及び訓練基本マニュアル
- ・ 溶接事業者検査共通仕様書

### 9.3 検査の方法の適切性

#### 所見及び関連文書

##### (所見)

検査の方法に関する規程に従って溶接事業者検査が適切に実施されていた。設置者は溶接事業者検査記録により、自ら技術基準適合性確認を実施した上で終了表示を行っていることを確認した。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

##### (関連文書)

- ・ 検査及び試験基本マニュアル
- ・ 検査（区分Y）マニュアル
- ・ 教育及び訓練基本マニュアル
- ・ 計測器管理マニュアル
- ・ 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル
- ・ 溶接事業者検査共通仕様書

### 9.4 工程管理の適切性

#### 所見及び関連文書

##### (所見)

工程管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

##### (関連文書)

- ・ 検査及び試験基本マニュアル
- ・ 検査（区分Y）マニュアル
- ・ 調達管理基本マニュアル
- ・ 溶接事業者検査共通仕様書

### 9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性

#### 所見及び関連文書

##### (所見)

協力事業者の管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

##### (関連文書)

- ・ 検査及び試験基本マニュアル
- ・ 検査（区分Y）マニュアル
- ・ 調達管理基本マニュアル

- ・溶接事業者検査共通仕様書

#### 9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適切に管理されていた。このことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・検査（区分Y）マニュアル
- ・文書及び記録管理基本マニュアル
- ・溶接事業者検査共通仕様書

#### 9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・検査及び試験基本マニュアル
- ・検査（区分Y）マニュアル
- ・教育及び訓練基本マニュアル
- ・溶接事業者検査共通仕様書

1. 審査を受けた組織及び6. 溶接事業者検査の内容

No.	1. 審査を受けた組織				6. 溶接事業者検査の内容	
	申請年月日及び 申請書番号	設置者名	協力事業者名	溶接事業者検査実施場所	対象機器	溶接事業者検査項目
1	令和元年9月3日 柏刈発溶安19第005号	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	—	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	第7号機 不活性ガス系配管	溶接作業中検査、非破壊試験、耐圧試験
2	令和元年9月24日 柏刈発溶安19第006号	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	株式会社日立パワーソリューションズ 日本検査株式会社	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 株式会社日立パワーソリューションズ	第7号機 復水補給水系配管	溶接作業中検査、非破壊試験、耐圧試験
3	令和元年10月31日 柏刈発溶安19第007号	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	東京パワーテクノロジー株式会社 技術部 技術センター 日本検査株式会社	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	第1号機 低電導度廃液系ろ過装置配管	溶接作業中検査、非破壊試験、耐圧試験
	以下余白					